

青森公立大学防災管理規程

平成21年4月1日

規程第132号

改正 平成22年 3月規程第19号

改正 平成23年 3月規程第 6号

改正 平成27年 3月規程第 2号

改正 令和 元年 6月規程第28号

(目的)

第1条 この規程は、青森公立大学（以下「公立大学」という。）における防災管理の徹底及び火災その他の災害発生時の被害を軽減するために必要な事項を定めることを目的とする。

(防火・防災管理者)

第2条 校舎等の防災管理を行うため、防火・防災管理者を置く。

2 防火・防災管理者は、有資格者の中から理事長が指名する者とする。

(防火・防災管理者の職務)

第3条 防火・防災管理者は、理事長の命を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 消防計画の作成及び変更並びにこれに基づく消火、通報及び避難の訓練の実施に関すること。
- (2) 建築物、火気使用設備・器具、危険物施設等の点検、検査及び不備、欠陥箇所の改修促進に関すること。
- (3) 消防の用に供する設備、消防活動上必要な施設の点検及び整備に関すること。
- (4) 火気の使用又は取扱いに関する監督
- (5) その他防災管理上必要な事項

(施設責任者)

第4条 防火・防災管理者は、公立大学における防火・防災管理の総括責任者として、別表第1に定める施設責任者を統括する。

(火元責任者)

第5条 校舎等の各室に火元責任者を置く。

- 2 施設責任者は、当該校舎等における各室に火元責任者を指名し、防火・防災管理者に届け出なければならない。
- 3 火元責任者は、その責任に属する室について、次に掲げる職務を行う。

- (1) 火気取扱いの注意及び安全の確認
- (2) 火気周辺の整理整頓

(3) 消火器の点検、配置及び数量等の確認

(4) その他の火気の防止に関すること。

(点検検査)

第6条 防火・防災管理者は、消火設備、避難設備その他防火・防災管理に関する設備等について、点検検査を行う者（以下「点検検査員」という。）を指名し、別表第2に定める基準により点検検査を行わせなければならない。

2 点検検査員は、前項の点検検査を修了したときは、その結果を速やかに防火・防災管理者に報告しなければならない。

(自衛消防隊)

第7条 火災等による被害を軽減するため、自衛消防隊を置く。

2 自衛消防隊の組織、任務その他必要な事項は、別に定める。

(連絡)

第8条 防火・防災管理者は、常に消防機関と連絡を密にし、消防管理の適正を期するよう努めなければならない。

(非常持出)

第9条 施設責任者は、その施設にかかわる重要な書類及び物品等に「非常持出」の表示をしておかななければならない。

(教職員の義務)

第10条 教職員は、火災防止のため、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 教室、廊下又は危険物のある場所では、喫煙その他火気を使用してはならないこと。

(2) 各室最後の退室者は、必ず火気の後始末をし、又はその点検を行い、安全を確認の上、退室しなければならないこと。

(3) 学内で火災を発見したときは、直ちに他の教職員等の協力を求め、臨機の措置をとるとともに、消防機関及び防火・防災管理者に通報しなければならないこと。

(その他)

第11条 防火・防災管理者は、防災管理上必要があると認めるときは、この規程に基づく対策の実施状況について関係者に報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

2 この規程は、教職員のほか、学生及び公立大学の校内において委託事業又は請負工事等に従事している者について適用する。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 22 年規程第 19 号)

(施行期日)

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 23 年規程第 6 号) 抄

(施行期日)

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年規程第 2 号)

(施行期日)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(施行期日)

この規程は、令和 元年 6 月 12 日から施行する。

別表第1（第4条関係）

施 設 責 任 者

施 設 名	施 設 責 任 者
校 舎 棟	総務企画グループリーダー
図 書 館 棟	教務学事グループリーダー
本 部 棟	総務企画グループリーダー
交 流 棟	〃
講 堂 棟	〃
体 育 館 棟	〃
大 学 院 棟	〃
国際交流ハウス	〃
教 員 住 宅	〃
国際芸術センター青森	〃

別表第2（第6条関係）

点 検 検 査 基 準

区 分	内 容	回 数
火気使用施設	湯沸場、ボイラー、燃料置場、焼却場の管理状況	随 時
火気使用施設	防火シャッター、避難階段、非常口等の管理状況	外観 月1回 作動 年2回
避難施設	電気配線、電気機器、避雷針等の管理状況	外観 随 時 精密 年1回
電気設備	火災報知設備の管理状況	点検 年2回
警報設備	消火器、消火栓、貯水槽等の管理及び配置並びに付近の整理状況	点検 年2回
危険物	危険物の保管状況	点検 年2回